

令和 2 年第 3 回定例議会議案質疑議事録抜粋（令和 2 年 9 月 16 日）

中津市議会議員 大塚 正俊

議題 100 号 令和 2 年度中津市一般会計補正予算(第 5 号)

ページ	質問内容	答弁
36	<p>・企業誘致事業費の建設整備委託料の事業の概要は、</p> <p>・大分県土地開発公社に委託する理由は、</p>	<p>現在、大新田地区において、大分県土地開発公社の協力を得ながら、新たな企業向け用地『大新田北企業用地（4工区）』の造成を計画しております。</p> <p>大新田北企業用地（4工区）造成の開発許可を受けるため、接続する市道の整備を行う必要があり、用地の造成を行う大分県土地開発公社に事業を委託して、当該企業用地と接する市道大新田 7 2 6 号線の一部を幅員 9 m に拡幅工事するもの。</p> <p>本工事は用地造成工事と密接に関連する付帯的な道路拡幅工事です。用地本体の造成工事を行う大分県土地開発公社に委託することで、工期短縮や経費節減につながることから、大分県土地開発公社に委託するものです。</p>
2 回目	<p>・県の公社が造成している区域面積は、</p> <p>・造成、引き渡しの時期は、</p>	<p>企業用地として造成する計画面積は、16,943 m<sup>2</sup>です。</p> <p>造成工事は令和 3 年度中に完了する予定です。造成完了後は、市には引渡されず、大分県土地開発公社で販売を予定しております。</p>

ページ	質問内容	答弁
60	<p>・農地及び農業用施設災害復旧事業費の工事請負費の災害復旧工事の支所ごとの件数は、</p> <p>・予算上の補助率と査定後の補助率の見込みは、</p>	<p>災害復旧工事の支所ごとの件数につきましては、旧中津市内 1 件、三光 2 件、本耶馬溪 3 件、耶馬溪 5 件、山国 2 件の計 13 箇所です。</p> <p>予算上の補助率につきましては、通常の補助率は算定で最低 80% 以上 となることから一律に 80% で計上しております。</p> <p>また、査定後の補助率につきましては、令和 2 年</p>

		<p>8 月 25 日付けで激甚災害の指定を受けたところで、過去 5 カ年の実績の全国平均では農地は 96.3%に、農業用施設は 98.4%に嵩上げされており、同程度の嵩上げが見込まれます。</p>
2 回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分担金負担率は、</li>   <li>・ 工事請負費の工事個所の合算の考え方は、</li>   <li>・ 今回の工事箇所では過去に圃場整備や過去に災害復旧工事を実施した農地等の有無、</li>   <li>・ 負担金補助及び交付金の農地等災害復旧工事補助金の支所ごとの件数、補助率は、</li> </ul>	<p>分担金の負担率は、災害復旧事業に要する費用の額より国及び県からの補助金の額を控除した 2 分の 1 となりますので、予算上の負担率は 10%で計上しております。</p> <p>なお、災害復旧費分担金につきましては、国の査定後補助率確定後に減額の補正予算を計上することとなります。</p> <p>工事個所の合算の考え方につきましては、同じ施設が被災した場合でその被災箇所が 150m以内の間隔で連続しているものが 1 箇所の工事です。出来る限りまとめて補助災害としています。</p> <p>圃場整備している農地が 4 箇所、農道が 1 箇所、過去に災害復旧工事を実施した農地は 1 箇所、農道 2 箇所であります。</p> <p>なお、圃場整備後、5 年以内に被災したところはありません。</p> <p>農地等災害復旧工事補助金の支所ごとの件数につきましては、旧中津市内 4 件、本耶馬溪 5 件、耶馬溪 55 件、山国 33 件の計 97 件です。</p> <p>補助率は、激甚指定を受けたため、100 分の 90 となります。</p>
3 回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県下における分担金の負担率や補助率の状況は、</li>   <li>・ 一般財源が減額となった理由は、</li> </ul>	<p>中津市の補助率及び分担金の負担率は先ほど説明した 80%と 10%となります。</p> <p>これは県内で佐伯市・杵築市と並び県下で最も低い負担率で、被災農家に対しては手厚い支援になっています。</p> <p>一般財源が減額となっている理由ですが、6 月、7 月の梅雨前線に伴う豪雨災害の復旧につきまして、土砂撤去等緊急に対応する必要があるものについては</p>

	<p>・ 予備費等の充当・流用額と内容は、</p> <p>・ 地方債発行額は、</p>	<p>予備費で対応（32,500 千円）しております。この予備費対応事業にかかる起債については今回の補正予算に計上しているため、一般財源がマイナス表記となっております。</p> <p>予備費充当・流用額と内容につきましては、緊急に対応する応急復旧工事、修繕料、土砂撤去、ポンプ等借り上げ及び災害補助事業に伴う測量設計委託業務などに充当しております。また、流用は行っておりません。</p> <p>なお、今回の補正予算における「農地及び農業用施設災害復旧事業債」の発行額は、全体で 44,200 千円（P59 補正額の財源内訳地方債の額）であり、うち、予備費対応分（事業費 32,500 千円）の起債額は 19,400 千円です。</p>
--	---	---

ページ	質問内容	答弁
62	<p>・ 道路災害復旧事業費の一般財源が減額となった理由</p>	<p>一般財源がマイナス表記となっている理由ですが、先程の農地及び農業用施設災害復旧費でご説明した内容と同じですが、土砂撤去や道路修繕等緊急に対応しなければならない事業に対しては、予備費対応とし、その予備費対応事業に係る起債について、今回、補正予算で計上しているため、一般財源がマイナス表記となっています。</p>
2 回目	<p>・ 予備費等の充当・流用額と内容は、</p>	<p>道路災害復旧に係る予備費の充用額につきましては、31,743 千円です。主な内容は、市道及び橋梁の被災箇所 73 箇所における応急工事や土砂等の撤去、路肩等の修繕、災害補助対象となる災害復旧工事に係る測量設計に要した費用です。</p>

ページ	質問内容	答弁
62	<p>・ 河川堤防災害復旧事業費の一般財源が減額となった理由と予備費等の充当・流用額は、</p>	<p>一般財源がマイナス表記となっている理由ですが、6月、7月の梅雨前線に伴う豪雨災害の復旧につきまして、土砂撤去や仮設道の設置等緊急に対応する必要があるものについては、予備費で対応（5,200 千円）としています。</p>

		この予備費対応事業にかかる起債については、今回の補正予算に計上しているため、一般財源がマイナス表記となっております。
2回目	・事業内容は、	事業内容としましては、緊急を要する修繕、土砂撤去及び災害補助事業に伴う測量設計委託業務です。

ページ	質問内容	答弁
66	<p>・体育施設災害復旧費の一般財源が減額となった理由、</p> <p>・補正前の額と補正額が0円なのに財源内訳の市債に210万円が計上されるのはなぜ、</p>	<p>一般財源がマイナス表記となっている理由は、予備費対応に係る起債を今回の補正予算で計上しているため、一般財源がマイナス表記となっています。予備費対応の内容は、「津民河川プール」と「山国川源流河川プール」の2箇所の土砂撤去等の費用です。</p> <p>先ほどの答弁と重なるところもありますが、「津民河川プール」及び「山国川源流河川プール」の災害復旧事業は、河川プール内に流れ込んできた土砂撤去が主なものであり、その予算は、全額予備費対応(2,100千円)としているため、補正額は「ゼロ」となります。その予備費対応に対して、起債を今回予算措置していますので、財源内訳の欄に、市債を計上するようになります。</p>
2回目	予備費等の充当・流用額と内容、財源更生だけではなく、予備費等の充当・流用額を説明欄に記載は	<p>財源更正に関しましては、今回のように予備費で対応した事業へ起債を充当する場合だけでなく、国庫補助金等の特定財源の充当のみを補正する場合でも発生します。</p> <p>また、予備費充用の額も予算書作成時点ではまだ予定の段階であるため、現時点で予算書の表記内容を見直す予定はございませんが、地方債に関しましては、付託された委員会におきまして、詳細な内訳や算出の基礎等の資料を提出しているところです。</p>

議題 109 号 新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

ページ	質問内容	答弁
26-27	・基金条例制定に至る経過	まず、利子補給事業と基金の創設について説明いたします。

	<p>・基金として積み立てる額は、</p> <p>・第6条の基金の処分について第2号の利子補給事業に要する経費以外の経費とは、</p>	<p>利子補給事業は、新型コロナウイルス感染症により売上高の減少等の影響が広がる中、県の緊急対策特別資金特別融資を受けた中小企業者等に対して、年1.3%の利子相当額を借入当初から3年間補助することにより、事業者の資金繰り支援を行うもので、今年度分の財源については4月の臨時議会で予算措置を行ったところです。</p> <p>基金の創設については、国の令和2年度第2次補正予算による地方創生臨時交付金を、令和3年度以降の利子補給事業の財源として積み立てることが認められたため、8月の臨時議会で予算措置を行い、今回、条例案を提案したものです。</p> <p>基金の積立額については、8月の臨時議会において93,600千円を計上しています。</p> <p>市では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者等に対し、様々な支援を行っているところでありますが、感染の増加等の状況次第で、今後、新たな支援を行う必要性も考えられます。</p> <p>その場合に迅速な対応ができるように設けた規定です。</p>
2回目	<p>・国の臨時交付金の対象事業として利子補給以外の基金積み立てが可能な事業は、</p>	<p>基金の積立については、6月24日付の国からの事務連絡において、一定の要件を満たす基金に積み立てる場合も交付金の対象とされたところです。</p> <p>この中で具体的に示されている事業は、今回提案しました利子補給事業のほかには信用保証料補助事業があります。</p>

議題 114 号 企業立地促進条例の一部改正について

ページ	質問内容	答弁
1-10	<p>・改正内容は、</p>	<p>・主な改正点は5点ございます。</p> <p>1点目は、今回のコロナ禍をはじめとして、大きな社会情勢の変化や大規模災害などにより、やむを得ず企業の進出計画が延期した場合、着工や操業開始までの期間に関する要件を緩和すること</p> <p>2点目は、用地取得費及び設備投資額に係る助成について、新規雇用者数に応じて段階的な助成上限額を設</p>

	<p>・改正に至った経過は、</p> <p>・企業立地促進優遇制度の活用実績と費用対効果は、</p>	<p>定するとともに上限額を上げたこと</p> <p>3点目は、新規雇用従業者等に対する助成に、過疎地域在住の方を雇用した場合に20万円を加算、女性従業者を雇用した場合に10万円を加算すること</p> <p>4点目は、助成対象事業者が、事業所の新設や増設を行うことに合わせて、女性専用施設や女性の作業をアシストする補助機器の設置など、女性が働きやすい職場づくりに取り組む際の費用を最大100万円まで助成するメニューを新たに設けたこと</p> <p>5点目は、増設の場合にこれまでの固定資産税助成期間を3年から1年に見直すこと</p> <p>以上5点が主な改正内容です。</p> <p>コロナ禍を契機に地方分散や国内回帰といった社会変化が生まれたことや来年3月で制度開始後5年の区切りがくることから、市内企業50社へのアンケート調査や開始前後の誘致実績など本制度をあらためて点検・評価の上、より戦略的な企業誘致を進めるため見直しを行うこととしました。</p> <p>中津市企業立地促進条例を施行した平成28年度から令和元年度までの4年間の助成金交付実績は、30社、約8億5千万円です。</p> <p>この助成金がインセンティブ（刺激）となって、制度開始後4年間の立地表明件数は49件で、制度開始前の4年間合計の立地件数12件と比較して4倍に増加しました。</p> <p>本制度の目指す地域への雇用増と経済波及効果を費用対効果と捉えた場合、新規雇用で約1,200人、設備投資額で約500億円の効果が生じたこととなります。</p> <p>企業の立地が、工場等の建設に関わる関係企業への経済波及効果や、設備投資・用地取得等による固定資産税や都市計画税、法人市民税などの市税の増収をもたらし、法人県民税、法人事業税、不動産取得税など県税の増加にもつながると考えます。</p> <p>また、企業の立地によって新たな雇用が生まれ、従業員が中津市に留まること、あるいは、雇用の場を求めて市外から転入してくることで、市内人口の増加に繋がるとともに、その従業員の方々やその家族が生活</p>
--	--	---

	<p>・今後5年間の企業誘致の目標と企業誘致戦略、</p>	<p>することによる消費をはじめとする経済効果と税の増収効果も大きく、これらの効果は、一時的なものではなく、永く続くものと考えます。</p> <p>その他、進出企業を核にして進出企業と地場企業が連携を深めることで産業の集積が生まれ、地域経済の好循環にも繋がっています。</p> <p>さらには、これらの様々な効果が人口の3年連続社会増に寄与しているのではないかと考えております。</p> <p>本年3月に策定した『第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略』において、2020年度から5年間累計の新設の企業誘致件数15件を数値目標としております。</p> <p>企業誘致戦略については、</p> <p>①まず、アフターコロナ（地方分散、国内回帰）など社会情勢の変化への対応を念頭に置き、</p> <p>②新規雇用の面で内容改正と支援メニューを強化し、</p> <p>③企業進出をさらに強力に進めるため誘致効果（雇用増、経済効果）の高い新設の場合に優遇すること、</p> <p>④女性就労に対する支援を促進すること</p> <p>を主眼としました。</p> <p>サプライチェーンの国内回帰など新たな誘致ニーズへの対応、少子高齢化の中、市内ものづくり企業の人材確保に繋げること、そのためにも、ものづくり分野で女性がたくさん働けるように支援すること、また過疎地域の定住対策など地域の課題にも対応しつつ、中央から地方への人の流れの創出を目指します。</p>
2回目	<p>・優遇措置の女性の定義は、</p> <p>・9条第2項の新規雇用の加算は女性かつ過疎地域在住者には通常</p>	<p>具体的な年代などのターゲットを絞っている訳ではありません。国勢調査結果などで使用される「生産年齢人口」の下限である15歳以上を対象と考えております。</p> <p>新規雇用者の性別など助成要件の判定は、企業の申請に基づき、労働者名簿や雇用保険被保険者証、住民票の写しにより確認しております。</p> <p>おっしゃるとおりです。</p>

	<p>の20万円に対して30万円を加算するのか、</p> <p>・過疎地域在住者の加算は企業が通勤手当等の加算をした実績に応じて交付するのか、</p>	<p>当該新規雇用者の住民票の写しにより判断し、一律に加算します。</p>
--	---	---------------------------------------

議題 122 号 公有水面の埋立てについて

ページ	質問内容	答弁
26-27	<p>・事業の目的は、</p> <p>・埋立て範囲の設定の根拠は、</p> <p>・土地利用区分ごとの面積は、</p> <p>・環境アセスメントにおける埋立てが環境に及ぼす影響は、</p>	<p>本議案につきましては、中津市角木の通称：閻無漁港の一部水面を埋立てるために、公有水面埋立法に基づき、埋立免許者である大分県知事から同漁港の所在する中津市長に諮問があったため、その答申（異議なし）について議会の議決を求めるものです。</p> <p>本埋立て事業は、大分県主体の道路改良事業であり、工事予定内容については、大分県（中津土木事務所）からの聞き取りなどを基に申し上げます。</p> <p>埋立ての目的は、都市計画道路宮永角木線の終点から県道中津高田線までを接続する道路改良事業を行うため、埋立てを行うものです。</p> <p>都市計画による決定ルートに従い、道路用地等に必要な埋立てを行うこととしています。</p> <p>土地利用区分ごとの面積につきましては、漁港用地 641.56 m<sup>2</sup>（管理者：大分県）、管理用道路用地 178.17 m<sup>2</sup>（管理者：国土交通省）、河川管理用地 533.82 m<sup>2</sup>（管理者：国土交通省）、道路用地 1433.98 m<sup>2</sup>で、合計面積は 2787.53 m<sup>2</sup>です。</p> <p>本埋立計画に係る環境影響評価にあたっては、自然的要素として大気質、騒音、振動、水質に係るもの、生物の多様性確保として動物、植物、生態系などについて予測検討を実施しています。</p> <p>その結果、本埋立て工事の実施および埋立地の存在が環境に及ぼす影響は小さく、環境保全目標を満足するものとなっています。</p> <p>また、本事業を実施するにあたり、県は事業者とし</p>

	<p>・漁港の縮小面積と係留可能な漁船数は、</p> <p>・利害関係人の意見と漁業権者に対する損失補償と漁業権の放棄等の調整結果は、</p>	<p>での責務を認識し、埋立計画地の地域住民や自然環境に配慮するとともに、環境保全上支障のないように努めるとしています。</p> <p>埋立後の漁港面積は、約 1,800 m<sup>2</sup> (現約 4,587 m<sup>2</sup> △ 2,787 m<sup>2</sup>) で、係留可能船隻は 10 隻 (現 34 隻 △ 24 隻) です。</p> <p>本埋立てに係る利害関係人は、漁業法第 6 条に基づき漁業権を有する大分県漁業協同組合 (中津支店) と公有水面に排水する者である九州地方整備局の 2 者となっており、いずれも同意および許可を得ています。</p> <p>漁業権については放棄し、損失補償はしないということで調整済みです。</p>
2 回目	<p>・中津市文化財に指定されている御船寄の指定区域とその調整は、</p> <p>・未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選との調整は、</p> <p>・樋門の移設場所と工事中の代替施設は、</p>	<p>本漁港は、江戸時代から残存する港湾「御船寄」として、平成 14 年に中津市指定史跡に指定されており、特に近世の港湾の要素である突堤に当時の石垣を留めている点が高く評価されています。</p> <p>今回の埋立てにあたっては、中津市教育委員会が、同史跡の現状変更を本年 2 月 27 日に許可しています。</p> <p>未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選は、平成 18 年度に水産庁主催で、社団法人全国漁港漁場協会が募集し、全国各地の歴史的価値や神話、古くからの生活習慣などを持つ漁港や漁村を未来に継承していくことを目的に選定したものです。</p> <p>当該漁港の「御船寄」もそのうちの一つに選定されています。</p> <p>今回の埋立て事業に関して、当時、事務局であった社団法人全国漁港漁場協会に確認したところ、百選はあくまでも選定されたという実績のみで、その後の現状調査や形状変更などの報告、追加選出、選出取り消しなどの調整事務は行っていない (行うものではない) とのことでした。</p> <p>樋門は、縮小後の漁港泊地内に移設され、工事中は、現況の樋門を利用し仮設排水路を確保します。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設残土の搬入ルートは、</li> <li>・埋立て後の工事スケジュールは、</li> </ul>	<p>埋立土砂などは、県道中津高田線の竜王橋付近から工事用道路を仮設し、搬入出します。</p> <p>埋立て工事は、本答申後、予定では、令和2年11月に事業主体である大分県に免許され、その後着手、令和5年度中に埋立てや護岸改修、漁港整備などの工事が完了することになっています。</p> <p>その後、地盤の沈下の管理を行い、国土交通省の審査を経て、令和7年度を目安に道路改良工事・舗装、排水対策工事などに着手し、令和8年度の完成をめざしています。</p>
3回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の文化財指定を解除するのか、</li> <li>・玉石積みの突堤の保存・補修工事の実施は、</li> </ul>	<p>先に述べました現状変更の許可のみで、解除はしません。</p> <p>玉石積みの突堤部分については、本埋立ておよび道路改良工事には係らず、保存・補修工事は予定していません。</p>